

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
特定計量器の定期検査の実施(商政課)
土地改良区の役員の就任(農村整備課)
土地改良区の役員の就退任()
土地改良区の定款の変更の認可()
土地改良区の解散()
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路課)
都市計画事業の認可(下水道課)
- ◇正 誤 平成十年七月二十四日付鳥取県規則第三十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百三十一号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	類 別		
6004	雑誌その他 の刊行物	サッピン No. 139 1998 2月号	雑誌	05463-2	英知出版
6005	〃	Beppin-School No. 79 1998 2月号	雑誌	07971-02	英知出版
6006	〃	ゲットアップコミック VOL. 1	雑誌	13625-8	黒田出版
6007	〃	月刊ドント! Don't! 1997 12 No. 137	雑誌	06777-12	株式会社 サン出版
6008	〃	JUNK SHOP Vol. 10 1998 3月号	雑誌	05109-3	株式会社 交心社
6009	〃	奥さまがお呼び 漫画ラポートピラスペンヤル7月増刊号	雑誌	18350-7/25	株式会社 蒼竜社
6010	〃	gals Dee 1998 MARCH	雑誌	02993-3	株式会社 ダイヤテラス
6011	〃	放課後クラブ No. 115 ザ・トップMAGAZINE 3月号増刊	雑誌	14008-3/21	株式会社 ダイヤテラス
6012	〃	燕写ボーイ No. 92 1998 5月号	雑誌	07055-5	株式会社 東京三社

6013	〃	オレンジ通信 NO.197 1998/5月号	雑誌コード 02189-5	株式会社 東京三社
6014	〃	月刊ペーパーガジン 2月号	雑誌 13413-2	株式会社 H正堂
6015	〃	カメラ天国 VOL.107 コミックBOY5月増刊号	雑誌 13724-5	株式会社 日本出版社
6016	〃	ミニスカ大図鑑 VOLUME34 キヤンデイクラフ4月号増刊	雑誌 02808-04	株式会社 日本出版社
6017	〃	ワカジンクオノーWooooo! 2月号 No.69	雑誌 08397-02	株式会社 ワカジン
6018	〃	ワカジン・バン! Magagine Bang 2月号	雑誌 18385-02	株式会社 ワカジン
6019	〃	TOKYOナノ倶楽部 1998 2月号	雑誌 16673-2	株式会社 ラン出版
6020	録画テープ	セーラー服残れるいちぢく	ICJ-002	いちぢく
6021	〃	ゴールデンカップスPART2	IN-002	イン・クリン・ コーポレーション
6022	〃	痴女狩り 噂の変態女出沒地帯	EG-01	有限会社 サンデイズラ
6023	〃	訪問看護婦 乱れ白衣	EG-15	有限会社 サンデイズラ
6024	〃	おまん地獄	BEN-005	ビーナス
6025	〃	恋するボニー 露木陽子&きららからおり	MA-001	株式会社 マリック

鳥取県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指定年月日
中田歯科医院	米子市尾高二七四一四	平成十年八月三日

鳥取県告示第五百三十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実施場所
八頭郡	平成十年九月七日から平成十一年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

一一一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 八東町	平成十年九月七日	午後一時から 午後三時まで	八頭郡八東町大字徳丸六二五 フルーツ総合センター
八頭郡 若桜町	平成十年九月八日	〃	八頭郡若桜町大字若桜七五七 若桜町山村開発センター
八頭郡 郡家町	平成十年九月九日	午前十一時から 午後三時まで	八頭郡郡家町大字宮谷八〇 郡家町中央公民館
八頭郡 船岡町	平成十年九月十日	午後一時から 午後三時まで	八頭郡船岡町大字船岡五三九 船岡町中央公民館
八頭郡 河原町	平成十年九月十一日	午前十一時から 午後三時まで	八頭郡河原町大字渡一本二七七一 河原町役場
八頭郡 用瀬町	平成十年九月十六日	午後一時から 午後三時まで	八頭郡用瀬町大字別府三四一七 用瀬町民会館
八頭郡 佐治村	平成十年九月十七日	〃	八頭郡佐治村大字加瀬木二五一九 佐治村中央公民館
八頭郡 智頭町	平成十年九月十八日	午前十一時から 午後三時まで	八頭郡智頭町大字智頭二〇七二一 智頭町役場
八頭郡	平成十年九月二十五日	午後一時から 午後三時まで	鳥取市秋里三九〇 鳥取県産業技術センター
〃	平成十年十月一日から 同月三十日まで	午前九時から 午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所
米子市	平成十年十月五日	午後一時から 午後三時まで	米子市東福原八丁目二四一三二 米子市勤労青少年ホーム
〃	平成十年十月六日	午前十時から 午後三時まで	米子市旗ヶ崎七丁目一七―三〇 米子市住吉公民館

〃	平成十年十月七日	〃	米子市立町四丁目一〇五一―三三 米子市義方公民館
〃	平成十年十月十二日	午後一時から 午後三時まで	〃
〃	平成十年十月十三日	午前十時から 午後三時まで	米子市大谷町一―一 米子市就将公民館
〃	平成十年十月十四日	〃	米子市博労町四丁目三六四 米子市啓成公民館
〃	平成十年十月二十七日	午後一時から 午後三時まで	米子市夜見町三〇〇一―六 鳥取県産業技術センター生産技術科
〃	平成十年十一月二日から 同月三十日まで	午前九時から 午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 森 田 泰 男 八頭郡佐治村大字大井六一三―一

〃 上 田 英 二 八頭郡佐治村大字高山四六五

平成十年三月一日就任 任期平成十年八月三十日まで

鳥取県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

- 理事 鹿 島 功 西伯郡中山町塩津九七
- 〃 佐藤 哲人 西伯郡中山町下市八三六一二
- 〃 矢田 満弘 西伯郡中山町殿河内七六六一三〇
- 〃 日置 博也 西伯郡中山町松河原一四三二一三一
- 〃 浜田 竹一 西伯郡中山町殿河内七七六一三四
- 監事 渡 辺 豊 西伯郡中山町下市八四四一八一
- 〃 坂 満 男 西伯郡中山町殿河内七七六一三四
- 平成十年五月五日退任

就任した役員の名及び住所

- 理事 大 谷 啓 司 西伯郡中山町下市八五〇一六
- 〃 加藤 高 則 西伯郡中山町松河原一四四八一一九
- 〃 木下 正 明 西伯郡中山町松河原一四三二一三一
- 〃 林原 弘 毅 西伯郡中山町岡五四七
- 〃 吉谷 敏 和 西伯郡中山町下市八四四一二二
- 監事 大 谷 正 巳 西伯郡中山町下市八四八一二
- 〃 面 谷 覺 西伯郡中山町殿河内七六五一三二
- 平成十年五月六日就任 任期二年

鳥取県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成十年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、高尾土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	区 間
県 道	皆生西原線	米子市西福原三丁目三三地先から同市西福原二丁目一地先まで

鳥取県告示第五百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鹿野町

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿野都市計画下水道事業 鹿野町公共下水道

三 事業施行期間

平成十年八月七日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 気高郡鹿野町大字今市字少林南門前、字少林北門前、字櫻馬場ノ南、字櫻馬場ノ北、字家形屋敷、字讓傳寺、字馬ノ池口、字墓ノ後口、字家ノ上ミ、字外河原、字横道上ミ、字家ノ背戸、字家ノ下河原、字原田屋敷、字中嶋、字唐人河原、字柿谷、字柿谷口、字鳴戸瀬、字東中筋、字横道ノ下、字持正院、字中筋、字頭無シ、字太道ノ西、字大立、字寺谷口、字大谷、字百尋、字狐平、字興五郎田、字越水、字平木、字一本松、字上六反田、字下六反田、字西波、字東西波、字寺ノ上、字上大唐田、字寺ノ前、字越路谷、字越路谷口、字山崎、字青木、字樋ノ詰、字澤、字村西側上、字村西側中、字村西側ノ下、字村内東側上、字村内東側ノ中、字村内東側、字村内東側下、字多郎平屋敷、字嵯峨平、字西方寺谷、字西方寺谷口、字安久、字走出、字政所屋敷、字屋敷田、字大岩、字三角田、字井津尻、字細工谷口、字細工谷、字湯鼻、字千學、字西三角田、字下大唐田、字下河原、字祖父分、字人

2 使用の部分 なし

賣口道ヨリ西、字人賣谷口及び字人賣谷、大字寺内字立馬場及び字八景並びに大字宮方字南田地内

正 誤

平成十年七月二十四日公布の鳥取県規則第三十四号（とっとり県民の日条例第四条の使用料等を定める規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行

二 下 後ろから三及び四

鳥取県立東郷湖羽合

鳥取県立東郷湖羽合

臨海公園あやめ池ス

臨海公園のあやめ池

ポーツセンター

スポーツセンター

誤

正